明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務三三）　一

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五六）　二

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務一九二）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（同一九三）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一九四）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九五～二九七）　三

○ニウエの承認の件（外務一六四）　三

○工場立地に関する準則の一部を改正する告示（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三

○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（文部科学一〇八、一〇九）　五

○保安林の指定をする件（農林水産一三三七～一三四七）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三四八～一三五四）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六六八）　六

○直轄砂防工事を施行する件（同六六九）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇五）　七

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（関東地方整備局二六四）　七

○道路に関する件（中部地方整備局九三～九五）　八

○道路に関する件（近畿地方整備局一〇六、一〇七）　八

〔国会事項〕

内閣　八

〔人事異動〕

内閣　八

〔叙位・叙勲〕

内閣　八

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録に関する公示（神戸運輸監理部）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の営業の停止命令関係　一〇

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等
企業年金基金変更関係　一七

会社その他

省　令

○法務省令第三十三号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三十七条第一項ただし書（同法第四十二条及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条の規定に基づき、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第九号中「少年院処遇規則（昭和二十四年法務府令第六十号）第十三条第一項に規定する矯正に関する計画」を「個人別矯正教育計画（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三十四条第一項に規定する個人別矯正教育計画をいう。以下同じ。）」に改め、同項第十一号中「刑事施設等被収容者に係る」を削り、「婦人補導院に収容されている者」の下に「（以下本号において「矯正施設被収容者」という。）」を加え、「以下同じ。）」の下に「又は引受人以外の者であって矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）」を加え、同条第五項第四号中「婦人補導院に収容された者に係る引受人」を「引受人等」に改める。

第十一条第二項中「処遇の」を「少年院法第十六条に規定する処遇の段階が」に改める。

第十三条第二項中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第十二条第二項」を「少年院法第百三十五条」に改める。

第十五条第一項第五号中「少年院処遇規則第十三条第一項に規定する矯正に関する計画及び同令第二十五条第一項」を「個人別矯正教育計画、少年院法第十六条」に改め、「段階」の下に「、同法第三十五条第一項に規定する成績の評価の結果」を加え、同項第七号中「仮釈放等の対象となるべき者に係る引受人」を「引受人等」に改める。